

11月11日 建設アスベスト損賠裁判

福岡高裁も「一人親方」への 国の責任認める



安全センター

【発行】

尼崎労働者安全衛生センター

【連絡先】

〒660-0802

尼崎市長洲中通 1-7-6

TEL・FAX 06-4950-6653

定例交流会

12月26日(木) PM6時

於 安全センター事務所

(テーマ)

「安全衛生委員会の
取組み」

私たちの安全センターで建築現場のことが話題になることはほとんどありませんが、アスベスト被害の主要な交渉相手であるクボタ（ケイミュー）は大きな建材メーカーでもあります。また、下請け・孫請け等含めて尼崎の建設労働者も身近に多く、それが市の深刻なアスベスト被害にもつながっています。

私たちは泉南に続いた関西建設アスベスト訴訟にもその都度傍聴に駆けつけています。今回は、一月一日に判決の出された建設アスベスト訴訟福岡高裁判決を紹介します。

建設労働者は昭和六〇年で五三〇万人と言われており、そのアスベスト被害者が裁判をしないと救済されないというのではあまりに気の毒です。国と建材メーカーの責任で一日も早く被害者補償の基金制度を作るべきです。

防じんマスク・特別教育を

義務付けなかった

・被告国は、昭和五〇年（一九七

- 1 使用者に対して、労働者に防じんマスクを使用させることを罰則をもって義務付ける規制権限（国によるマスク使用の義務付けは平成七年四月から）
 - 2 石綿含有建材への警告表示を義務付ける規制権限
 - 3 建設作業現場における警告表示（掲示）の内容として、石綿によって引き起こされる石綿関連疾患の具体的な内容（石綿肺、肺がん、中皮腫等）、症状等の記載、防じんマスクを着用する必要がある旨の記載を義務付ける規制権限
 - 4 使用者に石綿関連疾患等に関する特別教育の実施を義務付ける規制権限
- を行使すべきであった。（国による警告・特別教育の義務付けは平成一六年一〇月から、つまりそこまで規制権限行使せず）
- これら規制権限の不行使は国賠法一条一項に違反する。

「一人親方」も労働者も

被害変わらず

・建築現場での建築作業については、請負であったとしても上位の請負者から下位のものに対して指示命令が行われ、下位者にある一人親方がそうした指示とは別に何らかの独自の判断で作業を行い得るものではなく、労働者と同様にその指示命令系統に組み込まれて作業が行われることが当然に予定されている。

国が適切に規制権限を行使していれば、一人親方として石綿粉じん曝露作業を伴う建築現場での作業に従事した者についても、労働者の場合と同様に、石綿粉じん曝露による被害の発生を防ぐことができたといえる。

労働安全衛生法に基づく規制権限の不行使が違法とされる場合における国賠法上の保護範囲は、一

人親方として稼働した者をも含むものと解するのが相当である。

危険物を警告なしに売った

メーカーに賠償命じる

・（ニチアス等の）被告企業らは、遅くとも昭和五〇年一月一日の時点で、石綿含有建材によって建築作業従事者が石綿関連疾患を発症する危険性について予見可能性があったといえるべきである。

企業らが、危険性を有する石綿含有建材を製造・販売する以上、石綿含有建材を使用する前の工程の者を除き建築物の新築工事に関与する全ての建築作業従事者に対して、石綿粉じんにより、生命、身体に対する重大な危険性が生じることや、防じんマスクを着用すべきこと等を明示する警告を表示する義務を負うと解するのが相当である。

（要約、以下詳細略）

意に沿わない人を、職場から、 地域からなかまから 排除していないか？

困る人、手のかかる人、気に入らない人、その人を排除して、そしてあとのものが幸せです、健康で楽しいですという、その幸せとはなんでしょう。それが本当の人間の喜びであり幸せであるのでしょうか。

しんどいけれども、困難だけれども、苦しいけれども、困る存在であるけれども、そのものと一緒に自分達の輪に加えて、そしてお互いに知恵を出し合っ、共に生きる、共生の場をお互いに作り出していかねばならないのじゃないでしょうか。そうしてこそ、本当の人間の幸せ、本当の人間の幸福、本当の人間の喜びというものがあると私は思うのでございます。

（長島愛生園入園者・僧侶 伊奈教勝 一九九四）

関西労職研も京都で最後の 第42回交流会

京滋、北摂・国労、尼崎の労働組合を中心に進められてきた関西

労災職業病研究会の交流学習会も、とうとう、十一月三〇日の京都での第四二回交流学習会が最後となりました。尼崎では、元阪神医療生協の藤井新造さん、元全金東亜バルブの谷村梓さんにがんばっていただきました。毎回奈良から出席されていた元全金松本製作所支部の梅本健さんは九月に亡くなられたそうです。

当日は尼崎安全センターの飯田浩事務局長から「職場の安全衛生活動をどう進めてきたのか」の報告のほか、関西電力の原発マネー不正還流の問題（手抜き工事で浮かせた金なら大問題）や、企業別でない中小の産業別労働組合への国家的な組合つぶしとしか考えられない大弾圧を受けている、連帯労組に関する状況説明もありました。（『安全センター』No.一九五参照）

三五年前の騒音対策での

交流見つけました

ここでは、改めて見直してみた「関西労災職業病」No.二九（一九

八四・四）から尼崎関係の記事を抜粋してみます。

「尼崎労働者安全衛生対策会議（略称労安対、現安全センター）の定例会が、四月一九日、七支部一五名の出席のもと、（全金 東洋精機支部にて開催された。今回のテーマは「職場の騒音測定と難聴者対策」であった」。以下全金東亜バルブ、全国一般映機工業、同大阪水素工業（現岩谷ガス）省略し、「国

労新幹線大阪保線所分会」①保線作業は、騒音のなかでの労働である。一九六三年の調査で、全国平均で一三％の難聴者がいることが判明。現在は、勤続年数ごとの難聴者の比率構成もわかった。分会員四二七名中、勤続二〇年以上の人で三三％の難聴者が発生するほどの難聴職場である。②騒音対策として、当局の定期的な調査に、分会としても立ちあい監視している。マルチタイ（つき固め）作動の時は常時九〇〜一〇〇ホーンもある。

③保線作業は危険な仕事なので、難聴者の配転を組合で要求し、寮の管理人になった人もいる。今は、国鉄の人員削減のあたりをくい、騒音対策について、当局は完全に

手抜きしている。

東洋精機支部①プレス、整型、バリ抜きが騒音職場である。なかでも、プレスは二〇台あり、一〇〇〜七〇〇トンプレス中、やはり七〇〇トンプレスの職場の騒音がもつとも大きい。プレス職場は保護具、耳栓を着用しているが、正直言って、今以上の騒音対策はなく困っている。②会社は、難聴者が一名出ていることもあり、毎月、騒音測定をおこなっている。結果についても、組合に知らせてきているが、現在の騒音では、今後も難聴者がでる可能性が大きいと思っている。（文責 藤井）

さて、三五年経過した現在の尼崎安全センター定例会交流。十一月二六日事務所に、JAMヤンマー尼崎、同東洋精機、全国一般富士レジン、日興商会など久しぶりに二桁の参加がありました。来て収穫があったと手応えの感じられる交流のために、まだがんばれそうです。

また電通・

三菱電機

・・・そして

中村哲たおれる

厚生労働省が一〇月二一日に提示したパワハラ防止に関する指針

案がきびしく批判されている。当たり前で、わざわざ「パワハラに該当しないと考えられる例」をあげている。

たとえば、過つてぶつかることは暴行・傷害に該当しないと言うが、故意ではなかったと言えぱすべて問題なしとなりがねない。「該当しないと考えられる例」については削除すべきだ。

と言っている私たち関係の団体

毎 2019年(令和元年)12月6日(金) 版

電通また違法残業 18年分 労基署が是正勧告

9年(令和元年)12月8日 日曜日

自新入社員へ頻りに罵声
三菱電機 教唆容疑の上司

三田聖一

三菱電機の男性新入社員が自殺し、三田聖一が自殺教唆容疑で起訴された。15年1月に労基署が違法残業の事実を認め、18年分は是正勧告を出した。19年度は現時点でまだ調査中。

三菱電機の男性新入社員が自殺し、三田聖一が自殺教唆容疑で起訴された。15年1月に労基署が違法残業の事実を認め、18年分は是正勧告を出した。19年度は現時点でまだ調査中。

の中でも、パワハラ問題で紛糾していたり、活動家と一般の参加者の間で払拭しがたいこじれができ、しまっているケースがある。役所相手に怒鳴り上げてパワハラ問題を訴えている当事者が、近くの人から本当に恐れられているケースもある。なんでパワハラする人が騒いでいるのよと言うわけだ。

この間いやな報道が立て続けに

あった。一つは電通が自殺した高橋まつりさんの労災認定以後にも長時間の違法残業を続け、安全衛生委員会の委員選任手続きにも問題があったというもの。十一月二日兵庫の過労死防止集会で高橋さんの母親の報告があっただけに、いかにも残酷だった。

続いて地元三菱電機の相次ぐ新入社員自殺事件。思わず三電で働いている知り合いの顔が目に浮か

ぶ。

そこへ日本国の希望の星、ペシヤワール会医師中村哲の一二月四日アフガニスタンでの銃撃死である。この衝撃は文字通り星を失ったのであるから、本当に大きい。こういう人物の育つ土壌に、どうして税金で“桜を見る会”に一〇〇〇人規模の自分の後援会を接待するような総理大臣が存在するのか。